主 文 本件抗告を棄却する。 抗告費用は抗告人の負担とする。

〈要旨〉しかして本件のような債権の仮差押の執行として執行裁判所が第三債務者に対し支払禁止命令を発するに当〈/要旨〉つては、その債権の存否帰属につき予め債務者および第三債務者を審尋せず(民訴法第七四八条、第五九七条)、ただ債権者の主張自体に基いて一応それが存在しかつ債権者に帰属するものとして認定するだけで足り、執行裁判所はそれ以上右債権が実質上存在するか否か又それが実体上債務者に属するか否かについて審査するを要しないのである。

従つてたとい仮差押執行の目的となつた債権が執行以前から存在しなかつたとしても、それがため右執行がその開始に当り遵守すべき手続上の規定に違背したものということはできないのみならずそのいう如く債権が実在しないならば、本件執行としての支払禁止命令の送達を受けてもその効力を生じないのであり、抗告人はかかる支払禁止命令の送達を受けただけではこれによつてその権利を害されることもないのであるから、右執行に対し異議を申し立てこれを争う利益もないもりというべく、いずれにしても抗告人の主張は理由かないものというのほかはない。

よつて民訴法第四一四条、第三八四条、第九五条、第八九条を適用して主文のと おり決定する。

(裁判長裁判官 村上武 裁判官 上野正秋 裁判官 新田圭一)